

2015 年度第 1 四半期保安検査において
保安規定違反区分「監視」と判断された項目の概要
(福島第二原子力発電所)

1 . 保守管理の不備について

概要

1 -

2号機「一般電気設備定例点検」の点検対象機器である高圧閉鎖配電盤系計器 6 台および直流電源設備系計器 3 台について、点検期限が 2015 年 5 月中であったが、期限内に点検を実施していない事実が確認された。

1 -

2014 年度の 1 ~ 4 号機の廃棄物処理設備の計装品点検手入工事完了に伴い点検実績を確認したところ、点検期限が 2015 年 3 月 31 日である 3、4 号機廃棄物処理固化系空気作動弁電磁弁 10 台について点検が実施されておらず、点検周期を超過している事実が確認された。

保安規定の該当条項等

1 -

第 107 条 (保守管理計画)

8 . 保全の実施

1 -

第 3 条 (品質保証計画)

8 . 5 . 2 是正措置

第 107 条 (保守管理計画)

8 . 保全の実施

対応状況

1 -

有効性評価を実施し、超過期間における機器の健全性を確認した。

点検の実施に際しては、長期計画や発注仕様書を適宜確認し、点検工程に反映の上、点検の実施状況を確認しているが、発注後の暦月管理機器については、点検期限の整合を確認する仕組みが不十分であったことが今回の原因と推定。従って、再発防止対策を以下の通り策定した。

- ・発注後の暦月管理機器に対して、点検の実施段階において、点検長期計画表を用い、点検期限内の点検実績があること、点検期限内に点検計画が策定されていることを確認する。
- ・月 1 回、当月の点検実績並びに翌月の点検計画の策定状況について、点検工程に対して点検長期計画表との差異が無いことを確認することとで、点検期限のチェックを行う。

- ・ 暦月管理機器の点検工程に対して、点検長期計画表で定めた点検期限を明記し、超過する前に気づく仕組みを改善する。

1 -

電磁弁の点検を実施して、異常のないことを確認した。今後、電磁弁の取替を 2015 年 9 月に行う予定。

電磁弁は修理工事にて取替えることとしていたが、修理工事の対象機器については点検長期計画を活用できていなかったこと、および未点検機器のチェックに点検長期計画から抽出作成した点検対象機器一覧表を使用したことが原因と推定した。従って、再発防止対策を以下の通り策定した。

- ・ 定期的を実施する点検手入工事だけではなく、修理工事の計画情報を点検長期計画に記載する。
- ・ 年度末の未点検機器チェックには、必ず長期計画を使用して実施する。

以 上